

「子育て社員」が活躍できる環境づくりを推進 『スポット保育』の対象をセブン&アイグループ各社に拡大

～セブン-イレブン・ジャパンにおける本格運用もスタート～

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井阪隆一）は、5月3日（水/祝）より、傘下の各企業に勤務する「子育て社員」に向けた臨時保育の取り組みである『スポット保育』の試験運用を開始いたします。また、2016年10月より先行実施をしているセブン-イレブン・ジャパンにおいては、同日より、実施エリアの拡大とともに、本格運用が開始となります。

『スポット保育』は、祝日などに臨時の保育施設を自社内会議室や事業所付近の施設に開設する取り組みです。流通小売・サービス業に携わる当社では、祝日や年末などが勤務日となっており、子どもの預け先確保が困難となっております。この「特有の課題」を解決する一つの方法として、事業所付近に保育所を設置することで、「子育て社員」が働きやすい環境づくりを進めてまいります。

この取り組みを通じて、社員が存分に活躍できる環境づくりを推進し、仕事と育児の両立ができる、働きやすい会社を目指してまいります。

◀ スポット保育の概要 ▶

◆セブン&アイグループ各社への拡大について

- ・実施日 : 5月3日（水/祝）、5月4日（木/祝）、5月5日（金/祝）
- ・対象者 : 以下の事業会社に所属し、本社に勤務する社員
セブン&アイ・ホールディングス、セブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、そごう・西武、セブン&アイ・フードシステムズ、ヨークマート、ロフト、シェルガーデン、セブン・フィナンシャルサービス、セブン・カードサービス、セブン&アイ・クリエイティブリンク、セブン&アイ・ネットメディア、セブンネットショッピング、セブンドリーム・ドットコム（計14社）

◆セブン-イレブン・ジャパンにおける本格運用開始について

- ・開始日 : 5月3日（水/祝）～ ※以降実施日は今後ニーズに応じ設定していく予定
 - ・対象者 : 以下の事業所管内に勤務する社員
本社と12の地区事務所（札幌、仙台、水戸、埼玉、立川、大和、三島、京都、神戸、広島、福岡、熊本）
- ★試験運用時の4事業所から、今回本社を含む13事業所に拡大。
★今後対象事業所を順次拡大し、2018年度中に全37事業所への拡大を目指す。

【2016年10月より実施しているセブン-イレブン・ジャパンでの試験運用の概要】



2016年10月より、本社、横浜地区事務所、埼玉地区事務所、立川地区事務所の4事業所の管内に勤務する社員を対象に、試験運用を実施。年末までに計5日程にて運用し、合計111名の社員が利用しました。うち26%は男性社員の利用となっており、広く「子育て社員」の「働き方改革」に向けた業務支援策として、一定のニーズがあることを確認しております。

以上